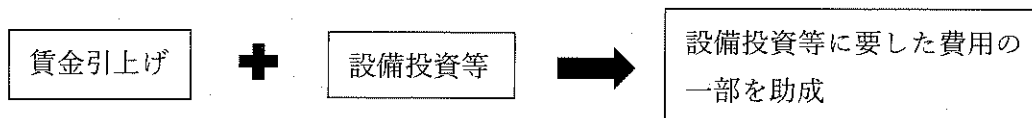


広報例文（業務改善助成金）

令和 4 年度業務改善助成金（通常コース・特例コース）についてのお知らせ

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを支援するものです。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します【通常コース】



さらに、【特例コース】では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が 30% 以上減少している中小企業事業者が、令和 3 年 7 月 16 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に、事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、これから設備投資を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

具体的な支給要件などの詳しい内容は、以下の QR コードまたは URL（ともに厚生労働省ホームページのもの）よりご確認ください。なお、通常コース、特例コースともに申請締切は令和 5 年 1 月 31 日までとなります。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター (TEL) 0120-366-440

栃木働き方改革推進支援センター (TEL) 0800-800-8100